平成２９年（フ）第２５号
山口県宇部市上条１丁目１番37―102号
債務者　飯田　智子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第３０号
山口県下関市前田１丁目12番28号シャトレ桜３　101号
債務者　堤　　典子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２２号
福岡県豊前市大字今市180番地２
債務者　古賀　弘文
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
福岡県行橋市南大橋３丁目13番３号　川島団地２－３
債務者　佐野　恭代
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
山形県長井市緑町１番28号　グリーンコーポ安城２－Ａ号
債務者　嶋貫　明子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第２２号
山形県西置賜郡飯豊町大字添川2446番地１
債務者　横澤　かつ
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第２８３号
三重県四日市市大字阿倉川1216－３　グリーンコーポ西阿倉川102号室、住民票上の住所名古屋市西区城西１丁目５番11号　名城マンション302号（従前の住所名古屋市中川区春田４丁目24番地　シーズンコート春田303号）
債務者　甲斐　　愛
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７０号
大阪府守口市寺方元町４丁目７番23―406号
債務者　岩崎　　敬
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２８号
大阪府東大阪市西鴻池町１丁目11番19号
債務者　上甲　直美（旧姓梶川・大下）
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２９号
大阪市住之江区新北島３丁目７番45―108号
債務者　谷川　結美
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６４３号
大阪市浪速区塩草１丁目１番１―901号
債務者　エステティックサロンランジュこと
花﨑　淳子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９７０号
大阪市中央区島之内２丁目５番26―903号、前住所大阪市住吉区大領２丁目３番16号
債務者　今井　幹人
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９７３号
大阪府八尾市竹渕東３丁目５番地
債務者　井上　良夫
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０３２号
大阪府東大阪市衣摺１丁目12番６―403号
債務者　柳原　義一
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０５２号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目４番27号　平和寮
債務者　柳瀬麻美こと　朴　　麻美
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０５４号
大阪府門真市上島町34番３―105号
債務者　内藤　悦子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１２９号
大阪市平野区平野本町１丁目15番４号　大洋ハイツ203号
債務者　入井　　齊
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部